

## 道路運送車両の保安基準等の改正概要

- 適用範囲
  - 自動車（通路に設けられた容易に折りたたむことができる座席（以下「補助座席」という。）を備えるものに限る。）
  
- 改正概要
  - これまで座席ベルトの設置義務が除外されている補助座席に座席ベルト及び座席ベルト取付装置の備付けを義務付けます。
  
  - 補助座席の座席ベルト及び座席ベルト取付装置は以下の基準に適合しなければならないこととします。
    - ①座席ベルト  
協定規則第 16 号の技術的な要件（ベルト単体要件に限る） 又は  
旧「座席ベルトの技術基準」（細目告示旧別添 32）
    - ②座席ベルト取付装置  
協定規則第 14 号の技術的な要件 又は  
旧「座席ベルト取付装置の技術基準」（細目告示旧別添 31）

<座席及び座席ベルトの取付けのイメージ>



- 適用時期（予定）

車両総重量 12t 超のバス	： 新 型 車	平成 29 年 11 月
	継続生産車	平成 30 年 11 月
上記以外の自動車	： 新 型 車	平成 31 年 11 月
	継続生産車	平成 33 年 11 月